

奈良県文化財保護体系推進会議設置規則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県文化財保護体系推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 推進会議は、委員十一人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 一 文化財の保存、活用等に関して優れた識見を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第四条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 推進会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

（委員以外の者の出席）

第五条 座長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第六条 推進会議の庶務は、文化財保存課において処理する。

（その他）

第七条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県文化財保護体系 推進会議設置規則</p>	<p>奈良県附属機関に関する 条例（以下「条例」という 。）の改正に伴い、奈良県 文化財保護体系推進会議（ 以下「推進会議」という。 ）が附属機関として設置さ れるため、条例第2条の規 定に基づき、推進会議の組 織及び運営に関し必要な事 項について定めるもの</p>	<p>(1) 組織（第2条関係） 推進会議は、委員11人以内で組織する。委員は、文化財の保存、活用等に関して優れた識見を有する者から教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(2) 任期（第3条関係） 委員の任期は2年とする。</p> <p>(3) 座長（第4条関係） 推進会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。なお、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(4) 委員以外の者の出席（第5条関係） 座長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(5) 庶務（第6条関係） 推進会議の庶務は、文化財保存課において処理する。</p> <p>(6) 施行期日 平成30年4月1日（条例の施行日と同日）</p>

○奈良県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和二十八年三月三十一日
奈良県条例第四号

奈良県附属機関に関する条例をここに公布する。

奈良県附属機関に関する条例

第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

(昭四四条例二〇・一部改正)

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

(昭四四条例二〇・一部改正)

改正案

教育委員会		略		略		略		略	
奈良県文化財保護 体系推進 会議	奈良県 教育セ ンター 指 定管理 者選 定審 査 会	略	略	奈良県 教育セ ンター 指 定管理 者選 定審 査 会	略	平城宮跡 歴史公園 指定管理 者選定審 査会	略	平城宮跡 歴史公園 指定管理 者選定審 査会	略
文化財保護の体系に 関する重要事項につ いての審議に関する 事務	略	略	略	平城宮跡歴史公園歴 史体験学習館の整備 に係る構想及び計画 に関する重要事項に ついての審議に関す る事務	略	略	略	略	略

現行

教育委員会		略		略		略		略	
	奈良県 教育セ ンター 指 定管理 者選 定審 査 会	略	略		略	平城宮跡 歴史公園 指定管理 者選定審 査会	略	平城宮跡 歴史公園 指定管理 者選定審 査会	略
	略	略	略		略	略	略	略	略

「これからの文化財保護の体系」素案（案）について

教育委員会事務局
文化財保存課

策定の背景

- 文化財を取り巻く社会情勢の変化
 - ・過疎化・少子高齢化の進行、訪日外国人観光客の急増
- 奈良県文化振興大綱の策定（平成28年度）
- （仮称）奈良県国際芸術家村の開設（平成33年度予定）
- 国における文化財保護制度の見直し（平成29年度検討、本格実施は平成31年度からの見込）

素案（案）の概要

○基本的な考え方

文化財が多くある奈良県において、文化財を地域の光としてより多くの人がある価値を理解し、守り、楽しめるようにする。
そのため、「保存」と「活用」を車の両輪と捉え、一体的に施策を展開する。

○方策

- ・文化財の保存と活用の一体的政策運営
- ・文化財の総合的な把握
- ・保存修復の透明化・標準化
- ・人材育成・地域づくり
- ・持続的な財源確保 等

○対象とする期間

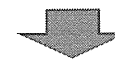
平成33年度まで
（策定から3年目の国際芸術家村開設予定年度に一度見直し）

<これまでの経緯>

- 平成29年10月 第1回勉強会開催
 - ・本県の現状と課題
- 平成29年12月 第2回勉強会開催
 - ・体系素案（案）の作成
- 平成30年 3月 2月定例県議会において進捗状況を報告
 - 第3回勉強会開催（予定）
 - ・体系素案の作成

<今後のスケジュール（案）>

- 平成30年 4月
奈良県文化財保護体系推進会議の設置（附属機関）



※年3回程度開催

- 平成31年 3月
「奈良県文化財保護体系」の策定